

平成21年 第7回斜里町議会臨時会会議録（第1号）

平成21年11月26日（木曜日）

◎議事日程

- 日程第 1 会議署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 議長諸般報告について
日程第 4 町政報告について
日程第 5 承認第 4号 専決処分「平成21年度斜里町一般会計補正予算（第7回）」の承認を求めることについて
日程第 6 承認第 5号 専決処分「平成21年度斜里町一般会計補正予算（第8回）」の承認を求めることについて
日程第 7 承認第66号 財産（学校用地上デジタル放送対応テレビ）の取得について
日程第 8 議案第67号 財産（学校用電子黒板）の取得について
日程第 9 議案第68号 財産（校務用パソコン）の取得について
日程第10 議案第69号 財産（教育用パソコン）の取得について
日程第11 議案第70号 斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第71号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第14 議案第73号 平成21年度斜里町一般会計補正予算（第9回）について
日程第15 議案第74号 平成21年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
日程第16 議案第75号 平成21年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
日程第17 議案第76号 平成21年度斜里町病院事業会計補正予算（第1回）について
日程第18 議案第77号 平成21年度斜里町水道事業会計補正予算（第3回）について

◎出席議員（14名）

1番 永山 衛 君	2番 高橋 宏治 君
3番 櫻井 あけみ 君	4番 小笠原 宏美 君
5番 宮内 知英 君	6番 和田 信明 君
7番 大瀬 昇 君	8番 須田 修一郎 君
9番 寺門 清 君	10番 阿部 美喜男 君
11番 桂田 鉄三 君	12番 久保 耕一郎 君
13番 馬場 隆 君	14番 木村 耕一郎 君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	村 田 均 君
副 町 長	川 副 秀 樹 君
教 育 長	金 田 清 見 君
総務環境部長	村 田 良 介 君
保健福祉部長	佐 藤 昭 君
会計管理者	志 田 一 雄 君
経済部長	阿 部 義 則 君
建設部長兼管理課長	青 木 好 和 君
病院事務長	代 田 克 雄 君
教育次長	石 下 孝 行 君
企画総務課長	阿 部 公 男 君
財政課長	奈 良 保 君
住民生活課長	松 岡 誠 君
清掃センター長	佐 藤 喜代司 君
保健課長	梅 田 実 君
福祉課長	三 宅 正 人 君
地域支援センター長	佐 藤 幸 恵 君
農務課長	北 雅 裕 君
建設課長	村 上 俊 行 君
水道課長	上 元 武 志 君
病院事務次長	菅 野 清 見 君
監査委員書記	塚 田 勝 昭 君

◎議会事務局職員

事務局長	川 村 雅 美 君
議事係長	澤 田 洋 之 君
書 記	鶴 卷 美 奈 君

◇ 町民憲章の朗読 ◇

●木村議長 おはようございます。

第7回斜里町議会臨時会が招集されたところ、応招いただき、ありがとうございます。開議に先だち、町民憲章の朗唱を行います。

●川村事務局長 一つ、元気で働き、みんなで豊かな町をつくりましょう。

一つ、決まりを守り、みんなで明るい町をつくりましょう。

一つ、親切を尽くし、みんなで平和な町をつくりましょう。

一つ、自然を愛し、みんなで美しい町をつくりましょう。

一つ、文化を高め、みんなで楽しい町をつくりましょう。

午前10時01分開議

◇ 開会・開議宣告 ◇

●木村議長 ただいまから、平成21年第7回斜里町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●木村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第117条の規定により須田議員、寺門議員を指名いたします。

◇ 会期の決定 ◇

●木村議長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。議会運営委員会から報告を求めます。議会運営委員会桂田委員長。

●桂田議会運営委員会委員長 今臨時会の運営につきまして、本日午前9時より議会運営委員会を開き協議をいたしました。その結果、今臨時会の会期を本日11月26日の1日と決定いたしましたので、皆様方のご協力をいただきたいと思いますようお願い申し上げ、委員会の報告といたします。

●木村議長 お諮りいたします。ただいま議会運営委員会桂田委員長から報告のとおり、今臨時会の会期を、本日11月26日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●木村議長 異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日11月26日の1日間と決定をいたしました。

◇ 議長諸般報告 ◇

午前10時02分

●木村議長 日程第3 議長諸般報告をいたします。

9月定例会以降の主な事項について、ご報告申し上げます。

9月27日 第30回知床産業まつりが開催され、議員各位とともにこれに出席をし、祝辞を述べてまいりました。

10月1日 斜里福祉会によるワーク青葉開所式が開催され、議員各位とともにこれに出席をし、祝辞を述べてまいりました。

同日 ウトロ浄水場通水式がウトロで開催され、馬場副議長が議員各位とともにこれに出席を

し、祝辞を述べてまいりました。

10月5日 長野県伊那市議会による行政視察があり、これに対応いたしました。

10月6日 鹿児島県薩摩川内市議会企画経済常任委員会による行政視察があり、これに対応いたしました。

10月7日 愛知県吉良町文教厚生常任委員会による行政視察があり、これに対応いたしました。

10月10日 札幌しゃり会が札幌で開催され、議員各位とともにこれに出席をし、祝辞を述べてまいりました。

10月17日 東京しゃり会が東京で開催され、議員各位とともにこれに出席をし、祝辞を述べてまいりました。

10月20日 湯めぐり味めぐりのオープニング式がウトロで開催され、祝辞を述べてまいりました。

10月22日 北網ブロック町議会議員研修会が訓子府で開催され、議員各位とともにこれに出席をいたしました。

10月28日 静岡県三島市議会による行政視察があり、これに対応いたしました。

11月3日 斜里町顕彰・町長表彰授与式がゆめホール知床で開催され、議員各位とともにこれに出席をし、祝辞を述べてまいりました。

11月10日から12日 全国町村議会議長会創立60周年記念、第53回町村議会議長全国大会が東京で開催され、これに出席をいたしました。

11月20日 斜里郡3町議会連絡協議会が清里で開催され、協議会会長である馬場副議長をはじめ、久保委員長、須田委員長とともに出席をいたしました。今回の協議会では3町における指定管理者施設の状況、地域医療や介護福祉施設の状況、体育施設の広域利用などが協議されました。

11月24日 斜里高校後援会解散総会及び斜里高校振興会設立総会が開催され、これに出席をいたしました。

次に議会への報告ですが平成21年度定期監査報告書、斜里町立小学校の適正配置計画がそれぞれ提出されておりますので、お手元に配付しております。

なお、小笠原議員より遅参する旨の連絡を受けております。

以上で諸般の報告を終わります。

◇ 町政報告 ◇

午前10時07分

●木村議長 日程第4 町政報告は、町長から。

村田町長。

●村田町長 町政報告を行います。はじめに、10月8日から9日にかけて発生した台風18号による被害等の概要についてご報告いたします。

今回の台風は、大変強い勢力を維持したまま日本列島を縦断し、各地に大きな被害をもたらしたことから、網走気象台でも異例の情報提供会議が開催されるなど警戒体制が取られ、当町も役場及びウトロ支所に職員を配置し夜通しでパトロール等の対応を行ったところであります。町内では、9日未明から夕方にかけて暴風及び大雨となり、国道334号知床横断道路や道道知床公園線が通行止めとなったほか、町道でも路肩の一部が崩れたり倒木が道路を塞ぐなどの被害や畑の

冠水及び家の施設の一部破損、公共施設での雨漏等の被害が確認されたところであります。

以上が台風18号による被害概要であります。倒木の処理や路面の清掃、事前の排水ポンプの設置等の応急対策経費について緊急を要することから軽微なものを除き10月9日付けで専決処分させていただきましたので、今議会におきましてご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。なお台風及び被害概要につきましては、別紙資料にお示ししておりますのでご参照いただきたいと思います。

次に斜里町顕彰・町長表彰の授与についてご報告いたします。

本年も11月3日の文化の日にゆめホール知床において、斜里町の自治、社会等の各分野で特別な功績のあった方に対し町の最高表彰である顕彰を贈り、また産業、社会、文化、スポーツ等々の発展に顕著な功績があった方に町長表彰を、さらに地域自治会活動への顕著な功績に対し感謝状をそれぞれ授与したところであります。今年の顕彰は長年にわたり地域の防災活動等、自治振興に尽された山口秀男様と、自然環境に調和した国立公園内の管理や利用により、社会に貢献された大瀬初三郎様の2名に贈らせていただきました。町長表彰は7個人及び2団体に対し授与し、スポーツの分野で全国大会などへ出場するなどの功績のあった3個人に対し、スポーツ奨励賞を授与いたしました。また自治会活動の発展に寄与された6名の方々には感謝状を贈呈したところであります。いずれも各分野において、斜里町の発展と振興にご尽力いただいている方々と、文化、スポーツの分野で輝かしい活躍をされている方々であり、心から受彰を讃えとともにその功績に対し深く感謝を申し上げ斜里町顕彰、町長表彰についてご報告といたします。

次に「ふるさと斜里会」についてご報告いたします。

まず今年で27回目となる札幌ふるさと斜里会ではありますが、10月10日午後4時からKKR札幌にて開催され、私と副町長、木村議長及び町議会議員の方々をはじめ、桜庭武弘斜里第一漁協組合長、上野洋司知床斜里町観光協会会長ほか、町民有志が出席したところであります。懇親会には金会長をはじめ63名の会員が集い、私からふるさとの近況報告をさせていただいたほか、ふるさと斜里応援寄付へのご協力などをお願いしたところであります。また会場では例年好評をいただいているふるさとの物産販売を行ったほか、余興なども企画され会員の方々には1年ぶりの再会を喜び合うとともに、ふるさとの思い出話に花を咲かせ、最後には出席者全員で「ふるさと」を合唱し、盛会のうちに終了いたしました。

また、今回で16回目を迎えた東京ふるさと斜里会は10月17日午後3時から中野サンプラザにおいて開催され、斜里町からは私と木村議長、金田教育長をはじめ、桜庭、今井、両漁協組合長のほか町民有志が出席し、更に道外研修中の産業厚生常任委員会の委員の方々にも駆けつけていただいたところであります。総会の席では平成20年度をもって会長職を退任された藤枝名誉会長に感謝状と記念品が贈られ、長年の功績が労われたところであります。懇親会では宮武新会長をはじめとする98名の会員の方々が集う中、お互いの近況報告やふるさとの思い出話に花が咲いたところであります。また、会場では斜里町や地元企業団体からの景品により、恒例の抽選会は大いに盛り上がり好評を博したところであります。最後には出席者全員で「知床旅情」を合唱し、再会を誓い合い盛会のうちに終了いたしました。

なお、昨年に引き続き札幌と東京の会場内に「ふるさと斜里応援寄付コーナー」を設置し、制度のPRと寄付の受付を行ったところ、両ふるさと斜里会で4件35,500円のご寄付をいただいたところであります。この場をお借りしてふるさとを想うご好意に対し感謝するとともに、今後も各地のふるさと斜里会が益々発展することをお祈りしてご報告といたします。

次に定額給付金の給付事業についてご報告を申し上げます。

この事業につきましては平成21年2月1日の基準日において給付対象である5,597世帯に対し3月30日に支給申請書を郵送し、3月31日から申請の受付を開始、申請受付期間を6か月間とし9月30日をもって申請受付を終了したところであります。受付開始から終了までの間に広報、新聞折込みならびに個人通知などにより申請方法などの周知を計り、最終的に件数で全体の98.7%の5,526件、金額で全体の99.5%の1億9804万8,000円の給付結果となったところであります。全町民を対象とした事業で処理件数も多いことから、円滑な事業遂行が進まれるか心配したところでありますが、100%の給付には至らなかったものの、多くの町民の皆様にご協力いただきましたことは関係する皆様のご協力によるものと受け止めております。この事業にご協力いただきました議会をはじめ関係者の皆様にご深く感謝を申し上げ、定額給付金の給付事業についてのご報告といたします。

次に2009津軽の食と産業まつりへの参加についてご報告いたします。

今年の津軽の食と産業まつりは弘前市の克雪トレーニングセンターにおきまして10月16日から18日までの3日間開催され、斜里町からは副町長と特産品の販売担当として経済部職員3名のほか、商工会、農協、ホクレン職員と民間事業所から2名の総勢10名が参加し、開会式では副町長から祝辞を述べたほか、弘前ねぶた祭における斜里町友好賞の贈呈を行ったところであります。今年も天候に恵まれ大勢の来場者で大変盛り上がりのある祭となり、斜里町物産コーナーではじゃがいもや新巻鮭等の農水産物と加工品の販売を行いました。初日から大勢の方が詰めかけ、最終日にはほぼ完売し友好の絆を深めることができましたところであります。友好都市弘前との交流につきましては今後も物産事業などを通じてさらなる交流が広まることを期待するとともに、大変忙しい中参加下さいました関係団体の皆様方に感謝を申し上げ、2009津軽の食と産業まつりのご報告といたします。

次に第30回知床産業まつりの開催結果についてご報告をいたします。

今年の産業まつりは昨年と同様に、みどり工房斜里において9月27日に町内外から37団体が参加し、「大地と海の恵みに感謝する」をテーマに開催されました。海産物や農産物などの地場産品の販売や飲食のほか、友好都市弘前市のりんごなどの特産品販売に加え、今年は30回目の節目を迎えることから民謡歌手の伊藤多喜雄さんのコンサート、豪華景品100本当たる大抽選会などの記念事業が行われたところであります。特に伊藤多喜雄コンサートでは斜里小学校と川上小学校の児童が生演奏に合わせ、よさこいソーランの演舞を披露しましたが、元気に舞う子供たちの姿に来場者は拍手喝采を送り、会場は大いに盛り上がったところであります。開会式前に降り出した雨も開会式には上がり、その後は爽やかな秋晴れの下で行事もほぼ予定通りに進行し、町内外から昨年来年を2割ほど上回る約1万2,000人の来場者がありました。多くの来場者でまつりが盛会裡に終了しましたことに深く感謝するとともに、次年度の開催に向けては早い時期に実行委員会を開催し、反省点や改善点などのご意見をいただいた上で取り組んで参りたいと考えておりますことを申し上げ、ご報告といたします。

次に新型インフルエンザ対策についてご報告いたします。

9月に新型インフルエンザ対策本部を設置して以来、感染症予防に重点を置いて国保病院医師の助言をいただきながら町民周知を行うとともに、学校、保育所、福祉施設などにおける予防対策も講じて参りました。その後も感染が全道的な広がりを見せる中、9月下旬に初めて町民の感染疑いの事例報告があり、その後小中学生を中心に町内全域に広がり、町内医療機関からの報告によりますと、これまで200名を超える町民の方が感染疑いとなっております。またそのうち約75%が1歳から小中学生までの児童であったことから、学級、学校及び保育所閉鎖などのほ

か、学芸会やお遊戯会の延期など都度対応しながら感染の拡大防止に努めてきたところであります。こうした中、10月になって国は新型インフルエンザ対策に関する基本的な対処方針をたて、国が事業主体となって実施要項を策定し、ワクチン接種の優先接種者の範囲や実施内容及び接種スケジュールなどが示されたところであります。既に町内医療機関においてワクチンの接種が始まっておりますが、斜里町の実施については町民の接種費用を国の実施要項に準じて低所得者への負担軽減処置を講じるとともに、斜里町独自の政策として今回の感染が集団生活を送る児童を中心に広がっている現状を踏まえ、更に少子化対策の一環として、1歳から中学生までの児童へのワクチン接種を全額公費負担で実施するよう決定したところであります。具体的には、町内医療機関で接種する対象者には接種費用が無料となる受診券を交付しておりますが、1歳から中学生までの児童には保険証や学生証等の提示で無料接種出来るように町内医療機関にお願いをしております。また、ワクチンの接種状況につきましては優先接種者のうち、すでに医療従事者などへの接種は終了し、現在は基礎疾患を有する方及び妊婦の方を対象に行っておりますが、今後も接種回数の見直しによるスケジュールの変更なども想定されますので、優先接種者の接種日程などを医療機関と十分協議しながら随時町民周知を行っていきたいと考えております。なお、新型インフルエンザ対策としてワクチン接種に関わる費用のほか、町民周知や相談窓口対応などの事務費について今議会に補正予算を提案しておりますので、よろしくお願いを申し上げ、ご報告いたします。

次に、女性特有のがん検診推進事業のその後の経過についてご報告いたします。

国が平成21年度第1次補正の経済危機対策において「未来につながる子育て支援」の一環とした、女性特有のがん検診推進事業について当初斜里町では子宮腔がん検診について取り組むこととし、乳がん検診については集団検診の日程の追加が難しく、個別検診についても近隣市町に検診医療機関がないことから、無料の乳がん検診については実施しないこととしておりました。しかし、町民要望により改めて事業実施について検討することとし、子宮がん検診を先行して実施するように子宮がん検診の対象者に無料クーポン券を発送しておりました。その後10月に入ってから既に事業を始めている北見医師会の医療機関において、検診枠に若干の余裕がでることとなったことから、斜里町と同様に検診機関に苦慮していた網走市とともに、北見医師会に検診受け入れを要請したところ、北見医師会管内の住民を優先しながらも検診受け入れの了承を得ることが出来ました。この結果、11月1日より無料の乳がん検診を実施することと決定し、10月下旬に検診対象者の方に、斜里町の検診環境の現状から希望に添えないことをお願いしながら乳がん検診の無料クーポン券を送付しところであります。また、併せて既に始まっている子宮腔がん検診についても、北見医師会の委託医療機関において実施出来ることとし、集団検診の委託契約をしている北海道対がん協会の札幌、旭川、釧路の各検診センターにおいても個別検診が受けられることといたしました。なお、北海道を通して乳がん検診、集団検診の日程追加を要請しておりますが、今回の国の事業と地域における検診機関不足の実態などが道議会でも取り上げられた経過もあり、具体的に検討されていると聞いておりますので、今後日程追加が決定しましたら対象者の方にお知らせしていきたいと考えております。この検診事業計画は次年度も実施される予定と聞いておりますので、今後北海道をはじめとする関係機関と連携し、検診機関の確保に努めてまいります。がん検診の受診率の向上により、がんの早期発見早期予防とともに、町民の健康意識の向上が計られることを期待し、女性特有のがん検診推進事業のその後の経過報告いたします。

次に平成21年度子育て応援特別手当の中止についてご報告いたします。この事業は国の経済

危機対策の一環として現下の厳しい経済情勢を踏まえ、3歳から5歳までの幼児教育の負担に配慮した負担軽減対策として、平成21年度の第1次補正として予算化されたもので、斜里町といたしましても去る9月定例議会において、予算処置を行い支給に向け事務を進めていたところがあります。しかし、さきの総選挙による政権交代により第1次補正予算の執行見直しが行われ、国としてはより充実した新しい子供手当の創設など新たな子育て支援策を強力に推進するため、子育て応援特別手当につきましては最終的に執行停止することを決定し、各自治体に通知をしてきたところです。子育て応援特別手当につきましては、経済危機対策として国からの交付金を全額財源にして予算処置した事業でありますので、国の子育て応援特別手当の執行停止を受けて斜里町といたしましても事業中止の決定をしたところでもあります。なお、参考までに近隣及び管内自治体の動向であります。国の政策に独自の上乗せ措置を考えていた一部自治体を除くと殆どどの自治体が国の執行停止を受けて中止の決定をしているのが実態であります。なお、事業の中止にあたっての今後の対応につきましては、広報しゅり12月号のチラシ折り込みで住民周知を行い、中止に伴う事業費の減額補正につきましては12月定例議会において補正予算の提案を予定いたしておりますことを申し上げ、ご報告いたします。

次に、国保病院の運営状況や12月からの検診体制などについてご報告いたします。

町民説明会でもお約束いたしました今後の病院運営の新たな取り組みにつきましては、国保病院の運営に必要な医療環境の整備と地域医療の自立を図ることを目的に私が本部長となり、副本部長に副町長、院長、副院長をはじめとする病院職員及び総務環境部、保健福祉部の職員をもって構成する斜里町国民健康保険病院運営対策本部を設置し、第1回の本部会議を9月10日に開催いたしました。会議におきましては、11月末での内科医減員に伴う患者対応についてと斜里町地域医療協議会の設置について協議しております。また、斜里町地域医療協議会につきましては、国保病院の診療体制や地域医療のあり方などについて意見提言を受けることを目的に設置しましたが、公募町民7名、自治会連合会役員、三師会、社会福祉法人関係者、介護保険施設関係者、識見者など17名を委員にご委嘱申し上げ第1回の協議会が11月6日に開催されました。会長には上西社会福祉協議会会長が選出され、すでに2回目の協議会も開催されるなど精力的に協議会がスタートしております。

次に12月からの内科診療体制についてですが、11月末で見田内科医長が退職され、後任の内科医師招聘の目処がたっておりませんことから、11月20日の新聞折り込みチラシにより町民周知をさせていただきました。その内容につきましては、内科外来診療では、1点目として、月・火・木曜日は常勤医師と非常勤医師による従来通りの2診体制を維持し、定期通院患者は基本的にこの曜日に受診されるようお願いをしております。2点目として、水・金曜日は非常勤医師のみの診察になることから、原則急患患者の対応としています。3点目として、午後は休診です。救急以外の発熱、腹痛などで病院を受診する場合は、午後診療をしている周辺病院等での受診をお願いしております。また、4点目として、救急患者は今までどおり、24時間受け入れするというものであります。さらに、内科入院診療は新規入院患者の受け入れを完全停止とするものであります。これらのことから内科診療業務を、野津副院長1人に負わせることとなりますが、地域医療を守るため診療を維持して行こうという病院の方針をいただき、感謝を申し上げると同時に責任を痛感しております。従いまして町民の皆様にはこの状況を十分ご理解いただき、ご協力をお願いしたところでもあります。

次に内科医師招聘状況についてご報告いたします。9月定例会以降の医師招聘状況につきましては道庁地域医師確保推進室を通じての紹介者、医学雑誌求人掲載による応募者、町民による紹

介者などがあり、それぞれ面接、協議を実施しております。町民による紹介医師につきましては、事務長との協議、院長との面談、そして私も直接お会いし招聘しておりますが、ご返事をお待ちしている状況であります。また求人掲載応募の応募者の方は12月に2日間ほど非常勤医師として体験勤務をしていただく予定であります。また11月に入りましてから町民の方から、医療機器関係の方の紹介をいただき、その方から私立医科大学の教授を紹介いただき医師の招聘を要請したところです。いずれにしても現時点では、医師確保に至っておりませんが、微かな光も見えかかっている状況もありますので、今後も精力的に招聘活動に全力をつくして参りたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いをし、国保病院に関連するご報告といたします。

最後になりますが、平成10年に斜里町特別貢献表彰者で、映画「地の涯に生きるもの」の撮影や、「知床旅情」などで知床との繋がりが深く、文化勲章受章者でもある俳優の森繁久弥さんが11月10日に96歳で亡くなりました。私も20日に行われた告別式に、羅臼町長のほか、両町の観光協会長とともに参列し、葬儀では喪主の建さんに町民を代表してこれまでの斜里町や知床へのご厚情とご尽力に対する感謝とお礼を申し上げたところであります。

以上をもちまして町政報告といたします。

◇ 承認第4号・第5号 ◇

午前10時32分

●木村議長 日程第5、承認第4号専決処分平成21年度斜里町一般会計補正予算、第7回の承認を求めることについてと、日程第6、承認第5号専決処分平成21年度斜里町一般会計補正予算、第8回の承認を求めることについてを、一括議題といたします。

内容の説明を求めます。奈良財政課長。

●奈良財政課長 (承認第4号、承認第5号 説明 記載省略)

●木村議長 内容説明が終わりました。まず初めに、承認第4号、専決処分平成21年度斜里町一般会計補正予算第7回の承認を求めることについて、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 台風18号の復旧作業にあられた皆さんにはご苦労様でした。その中でですね、ちょっと伺いたいんですが、オシンコシンの滝の倒木撤去についてですね、復旧対策をやったということですが、滝の倒木処理が町の業務にどうしてなるのか伺います。

●木村議長 村上課長。

●村上建設課長 建設部の方で一括してこの災害に関しては対応した訳でございますけども、滝の部分については一部商工観光も関係はしているんですが、駐車場につきましては、町の管理してる施設ということと、併せてですね、滝の部分についても台風受けながら階段整備とかそういうことをしております。その階段整備した部分にですね、倒木があったということで、これにつきまして、道路もそうなんですが、保安林の台風受ける部分の倒木等があった場合についてはですね、所管であります南部森林管理署等と協議して町の方で対応しているということですので、今回のケースについても同様の取り扱いをしたということです。

●木村議長 他ございませんか。無いようでございますのでこれもちまして承認第4号についての質疑を終決いたします。

◇ 討論・採決 ◇

●木村議長 これから討論採決を行います。承認第4号、専決処分平成21年度斜里町一般会計補正予算第7回の承認を求めることについて、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●木村議長 討論なしと認めます。これから、承認第4号について、採決を行います。

承認第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●木村議長 異議なしと認めます。よって承認第4号は、原案のとおり可決されました。

次に承認第5号、専決処分平成21年度斜里町一般会計補正予算第8回の承認を求めることについて、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 破碎コンペアーのベルトが壊れたということで、前回10月28日からその処理が止まっているという報告を受けていましたが、復旧の目処が11月12日って聞いてたんですけども、それはその予定通り復旧されたのでしょうか。

●木村議長 佐藤センター長。

●佐藤清掃センター長 復旧の予定が11月12日だったんですけども、中を開けたところ他の部分もありまして、1日遅れまして11月13日に復旧いたしました。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 この間ですね、そのD型ハウスの方に一般ゴミは保管していたと、生ゴミは堆肥場の方に集積していたというお話なんですけども、現在その集積してあって溜まった分ですね、それはもう処理は終わったのでしょうか。

●木村議長 佐藤センター長。

●佐藤清掃センター長 生ゴミにつきましてはすでに処理は終わりました、一般ゴミがD型にまだ若干残っております、今月いっぱい終了するという見通しを立てております。

●木村議長 他ございませんか。これをもちまして、承認第5号についての質疑を終決いたします。これから討論採決を行います。承認第5号、専決処分平成21年度斜里町一般会計補正予算第8回の承認を求めることについて、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●木村議長 討論なしと認めます。これから承認第5号について、採決を行います。承認第5号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●木村議長 異議なしと認めます。よって承認第5号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第66号・第67号・第68号・第69号 ◇

午前10時 分

●木村議長 日程第7、議案第66号財産学校用地上デジタル放送対応テレビの取得についてから、日程第10、議案第69号財産教育用パソコンの取得についての4件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。奈良財政課長。

●奈良財政課長 (議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号 説明 記載省略)

●木村議長 内容説明が終わりました。議案第66号から議案第69号までの4件を一括して質疑を受けます。ご質疑ございませんか。寺門議員。

●寺門議員 66号についてちょっと質問いたします。今、平成22年7月までで今のテレビは使えないということもあるかと思いますが、国のお金を使ってですね、これを用意するよう思うんですけども、実は今、来年の3月までですね、エコポイントが付くはずなんです。これ

は町で買うやつですから、その辺の考えをお聞きしたいんですけども、個人で買えばエコポイントは付いてくるんですけどね。付いてくるんですけども、こういうものに付いてくるかどうかその辺ちょっと心配なものですから、もしついてくるならばですね、そのエコポイントの処理の仕方もあるかなと思うんですけども、どうでしょう。

●木村議長 石下次長。

●石下教育次長 ただいまのエコポイントのご質問でありますけれども、私の方で承知している部分では、公共の部分についてはエコポイントがつかないと言うようにお話を伺っております。

●木村議長 寺門議員。

●寺門議員 契約の段階ですからちょっとあれなんですけどもね、エコポイントもお金に換わるというのがありますから、だから付かないのなら付かないようにですね、やはり金額をですね、下げるといふ方式があるような気がするんですけども、そういう検討されたかどうか。

●木村議長 石下次長。

●石下教育次長 エコポイントのお話でございましたけれども、それに関わらずですね、この事業実施するに当たりまして、当初の予算で見ていた単価から若干下がったものももちろんございます。そういうようなことにつきましてはですね、市場に出ている単価と十分精査させていただきました中でですね、設計を組んだ中で入札をさせていただいた、という状況でございます。

●木村議長 高橋議員。

●高橋議員 今議会前にですね、産業厚生常任委員会では道外視察を行ってまいりました。その中で入間川のですね、小学校へ行った時に、この事業について若干お伺いをいたしました。そこではですね、まず電子黒板については申請をしなかったと、それで今、寺門議員から質問のあった、その地上デジタル対応については、この町では対応したということでございました。そういうようなお話を聞きながらですね、その校内を見て回ったんですけども、特にその教育用のパソコンについて子供たちは非常に嬉々としてですね、授業を受けていたのが印象的でありました。そこで教育用パソコンを171台買う予定になってますが、現在使われているソフト、そしてこの新しく購入したものでどのような授業と、予定をしておられるのか、お聞きをしたいと思います。併せて電子黒板につきましても、これを利用してですね、どのような授業形態をとられるのか協議されていると思いますが、その件についてお伺いをしたいと思います。その2点。それからですね、公務用パソコンについてでございますが、よく車の中に先生がパソコンを置いておいて無くなったとか、あるいはバッグの中にUSBのような、生徒のですね、実態の入った資料等が無くなったとか、て言うようなことがよく報道されるわけですが、斜里町においてはそういうセキュリティーについて、どのような指導をされているか、この3点について伺います。

●木村議長 石下次長。

●石下教育次長 まず教育用パソコンの現在のソフトと、今後の使い方というようなことでお話で、ご質問ですけれども、現在のパソコンにつきましてはウィンドウズの98をベースにしたパソコンで、平成12年導入して9年の経過をしているもの、あるいは平成13年に導入して8年が経過したというようなものが現在学校にあるものであります。これに対して今後、今回導入しようとしているものにつきましてはですね、今現在の対応出来るパソコンということで、ピスタとかそういうところの基準を持っているOSのパソコンであります。これの仕様につきましてはですね171台ということで説明しておりますけれども、学校、例えば斜里小、斜里朝日小とかという場所はですね、パソコン教室ということになっておりまして、そこには2人に1台以上のパソコンを配置したいというように考えております。また中学校につきましてはですね、同じくパソコ

ン教室になっておりますけれども、ここにつきましては1人に1台のパソコンが配置できるような数ということで計画をしたところであります。

次に電子黒板による授業でありますけれども、電子黒板これはパソコンと結びつけることによってですね、いろんなパソコンからの情報を電子黒板に出すことももちろん出来ますし、テレビでの放送からですね、それを電子黒板に投影するようなこと、それから今日の資料の中にもありましたけれども実物投影機等を使いまして、それを下に置くことですね、そのままテレビにですね投影されて教室の中で見る事が出来るというそういうような機能。それから、またスポーツの中ではですね、例えば体育の授業なんかでは、子供がどういう体育のその運動能力といいますかね、運動行動しているかというようなことを実際にビデオ等で撮りましてですね、それを即座にその後子供に実際に見せることができる。どこが欠点があるのか、どこが修正すべきものなのかという点をですね子供に見せる事が出来るというような面からもですね、その活用については現場で重宝されるものというように考えているところであります。

次に、校務用パソコンのセキュリティーの関係でありますけれども、新聞報道等で学校情報が漏れるということもございますけれども、今回導入いたしますパソコンの中ではですね、USBメモリーをもちろんセキュリティーとして活用するわけでありますけれども、そのセキュリティーメモリーにつきましてはですね、他の者が開くことが出来ない暗証番号といいますか、そういうセキュリティーがついたものであります。仮に学校の教員が自宅へ持って行って自分のパソコンに接続した場合に使えるかという、そういうことが出来ないようなシステム。また仮に、USBを落とした場合にですね、他人が拾ったからその情報を開けることが出来るかというところには、セキュリティーのかかっているUSBを使うということで、学校内で情報管理ができるようなシステムということで、今回、そういう対応をさせていただいた。そういう物の導入を計ろうとしているものであります。

●木村議長 高橋議員。

●高橋議員 使用方法について、最後の校務用の関係ですけども、お話しいただきましたが、規律的にどういう指導をしているかという点について伺っていますが、その件はどうですか。

●木村議長 石下次長。

●石下教育次長 規律というお話でございますけれども、この学校のパソコンの関係ではセディックという学校の校内といいますか全校のパソコン授業担当の教員といいますか、そういう方の集まりがございまして、そこを通してですね、これらの規律についての話ももちろんさせていただきましたし、逆に情報管理をどうやってしたら出来るかということもですね、そちらの方からもいただきました。今後、実際に導入がされていくわけありますけれども、その辺につきましてはですね、改めて文章等での保有、マニュアルといいますか、必要最低限、情報管理はここまではしなければいけないというようなマニュアルを当然作りましてですね、学校等に配布いたしますし、またそれは、セディックを通してですね、各学校の中でももちろんマニュアルの内容についてもさらに確認をさせていただきたいと思っておりますし、その辺については徹底をしていきたいというように考えております。

●木村議長 他ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 1点確認まずさせて下さい。先程言っていた、ソフトなんですけども、パソコンのソフト、ビスタをという話だったんですけど、前回、議会の議場の中で、報告を受けていた時には、ウィンドウズセブンを主体としてという話だったんですけども、今回、ビスタですか。やはり。

●木村議長 石下次長。

●石下教育次長 教員が使う校務用のパソコンについては、これはウインドウズセブンを今回導入する予定であります。ちょっとお待ち下さい。失礼しました。教育用パソコン、子供たちの方もですね、基本的にはウインドウズセブンを搭載するというので、ウインドウズセブンとビスタ等の違いというのは、ウインドウズセブンのこの基盤といいますか、これを載せ変えるだけで基本的にはビスタ等とその基盤1枚が違うというだけの仕様という様に聞いておりますので、そのウインドウズセブンを載せたものということでご理解いただきたいと思っております。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 電子黒板について質問させて下さい。今回この電子黒板、おそらく、50インチのサイズだと思うんですけども、国のこの交付金の対象が50インチの電子黒板という形で指示されていると思うんですね。今回、設置される台数なんですけども、これは各学校にどれくらいの比率で配分されるのかをまず教えて下さい。

●木村議長 石下次長。

●石下教育次長 電子黒板でありますけども、50インチのプラズマ型ということで予定をしております、これは現在のあります三井小学校を除きました9校に配置をする、1台ずつ配置をするという予定であります。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 実はこの電子黒板、少し操作することが出来ましてね、他のところでやってきたんですけども、今回その購入する電子黒板なんですけども、バージョンアップ今後ですね、購入した後、子供達が実際学校で使うというふうになった時に、そこに入っているソフトのバージョンアップあるいは、新しい機能のインストールに掛かるその費用とかですね、そういったものはどれくらいこれから掛かると見ているのかという点と、それはもちろん町からの負担になるんでしょうか。

●木村議長 答弁保留のまま、暫時、休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

●木村議長 休憩を解き、会議を開きます。議案第66号から議案第69号までの4件1括質疑を続けます。保留中の答弁を求めます。石下次長。

●石下教育次長 先程の櫻井議員の電子黒板に関わりましてのバージョンアップについてでありますけれども、現在この事業として導入しようとしている電子黒板につきましてですね、それがどうしても緊急にバージョンアップをしなければならないというような情報については私どもは、まだいただいておりませんが、少なくとも文部科学省等の推奨の機材として導入するものであります。それが3年、あるいは5年経った時にバージョンアップが必要であると、また、学校現場においてもですね、そういう機能がなければダメだということになりましたら、それはその時、その費用についてもですね、含めて検討したいと思っておりますが、現在導入しようとしている物についてはですね、この機能をまず十分発揮出来るように学校教職員の方々にもですね、修練を積んでいただき、そして活用していただきたいというように考えております。

●木村議長 久保議員。

●久保議員 折角なんでお聞きしますけどね。この、オフィス2000・・・あるんですけどね、ソフト。小中学生にね、こういうソフトはどのように活用するのかなってことを、ちょっと伺うんですけどもね。というのは、これ大掛かりに入れ替えるってことなんですけどもね、今の事業

仕訳じゃないですけどね、使用目標って言いますか、成果目標ってどのようになっているのかね、口頭で難しかったら、あとでいいですけどもね。資料。ていうのは、ないよりあった方がいいっていうね、備品では具合が悪いんですよ、やはり。ですからその辺のなんとか研究会って言うのがありましたけどね、その辺のこう、小学生でどのくらい、中学生でどの程度までね、やっぱり、このパソコンを使った授業についての成果、どの辺にしているのかって言うのが、ちょっと見えないんです、ちょっとその辺説明していただけますか。

●木村議長 石下次長。

●石下教育次長 パソコン授業の成果っていうことでございますけれども、小学生の授業ってことでいいますと、基本的にパソコン操作ということが、使い慣れるということがまず大前提ではなかろうかというように思います。それから、中学校でも当然入れているわけでありまして、パソコンを使ったら何ができるのか、どういうところにインターネット繋いだら出来て、それがどういう授業に活用出来るか、または、知識を修得出来るのかというようなことが、より具体的にになっていくのが中学生でのパソコンの授業としての目標ではなかろうかというように考えております。ただ、私もですね、実際にその報告書の中身っていいですか、学校現場での活用したものの中身、報告というのを具体的には見ておりませんので、その辺につきましては改めてですね、学校等からですね資料等も取り寄せた中で精査をさせていただき、機会をもってですね、議会の皆様にもご報告を申し上げたいというように思います。

●木村議長 高橋議員。

●高橋議員 今のお答えは、非常に実態と離れていると思うんですね。使い慣れるっていうことを主体と考えてるというお話ですがとんでもない話で、子供達の方がはるかにですね、修練度は高いと思います。そういう認識で、導入とかそういうことでお話されるのであれば、最初にですね、どのような形で授業がされているのかという質問に対して出てきている、そのさっきのお答えと相当齟齬があると思います。学校現場では私はかなりその授業ではですね、深い内容がされているものというふうには実は入間川の授業風景などをみてですね、そういう認識を持ったんですが、これは議会としてでもやはりきちっと中身見なきゃですね、次長がそういうんですから、そのレベルでは私は納得出来ないとしますので、よく実地ですね、状況を議会の方に実態を説明をしていただくようにしていただきたい。使用実態、今までのですね、ウインドウズ98と言ってますが、そのライン上でもかなりの授業が私は出来てるはずだと思いますんで、その実績報告を求めます。

●木村議長 石下次長。

●石下教育次長 高橋議員のご質問にお答えしますが、私が前段久保議員の質問にお答えしたときにですね、まず、小学校の授業の中ではパソコンに使い慣れることからというように申しあげましたけれども、何にでもですね、基本はですね、使い慣れる、触ってみるところから始まる。そこから発展するものが1年生と6年生で違うというのは当たり前です。その通りだと思います。中学校に行ったらどういうことをやるかというのもまたその通りだと思います。そういう意味で、まず使い慣れるというところから始めて行くというのが基本的な考えではなかろうかと言うことで申しあげました。後段の学校での使用に基づきます成果というものにつきましてはですね、前段の久保議員の時にもお答え申しあげましたが、学校での成果の内容については、改めて教育委員会としてその資料をですね、整理したものをですね、機会をみて議会の皆様にお示しをしたいというように考えます。

●木村議長 他ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 先程の高橋議員の質問の中でも、情報管理についてセキュリティーですね、どうなるかっていう話だったんですけど、1点、以前ですね、うちの町で情報流出、ウイニーに関する問題がありました。その前後を受けてですね、私はそれは広報でしか承知していないんですけども、町の方でそういった情報管理、セキュリティーに関してのしっかりしたマニュアルを作成していくと、そしてそれに基づいて、今あれからもっと情報が色々錯綜して今回コピーソフトの問題なんかもある訳ですけども、それについての基準をしっかりと設けて管理徹底していくとおっしゃっていたんですけども、それと先程のお答えの中にありました、情報管理についての教育委員会の方でマニュアルを作るっていう部分での整合性はどのように計られていくのでしょうか。それについて確認させて下さい。

●木村議長 石下次長。

●石下教育次長 この学校での情報管理について、町としてもこのセキュリティーに関するマニュアルというのは、町自体として持っております。もちろんそれをベースにした中でですね、私達のこの庁舎の中で管理出来るというのと学校現場とはちょっと違いますので、それをベースにしたものとしてさらに徹底出来るような、先程申し上げましたけど、USB等の暗号といいますかそういうようなことを含めての今回の対応ですけどもそういうことも含めてですね、マニュアルをベースにしたものとして、さらにもう少し精査したものを作成していきたいというように考えております。

●木村議長 櫻井議員。

●櫻井議員 それでですね、町で作成しているマニュアル、その情報管理、セキュリティーに関してのマニュアルっていうものを見せていただくことは今後できますか。

●木村議長 阿部課長。

●阿部企画総務課長 町の方のセキュリティーに関してはですね、表向きはですね、セキュリティーのことがあるものですから公開とはしてないんですけども、セキュリティーポリシーというものをですね、設定をして職員にも配付をしているものでありますので、お見せすることは出来ると思います。はい。

●木村議長 他ございませんか。無いようでございますのでこれもちまして、議案第66号から議案第69号までの4件についての質疑を終結いたします。

◇ 討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。まず初めに、議案第66号、財産 学校用地上デジタル放送対応テレビの取得について、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●木村議長 討論なしと認めます。これから、議案第66号について、採決を行います。議案第66号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第66号については、原案のとおり可決されました。

●木村議長 次に、議案第67号、財産 学校用電子黒板の取得についての討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●木村議長 討論なしと認めます。これから、議案第67号について、採決を行います。議案第67号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第67号については、原案のとおり可決されました。

●木村議長 次に、議案第68号、財産 校務用パソコンの取得について、討論ございませんか。
（「なし」の声あり）

●木村議長 討論なしと認めます。これから、議案第68号について、採決を行います。議案第68号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第68号については、原案のとおり可決されました。

●木村議長 次に、議案第69号、財産 教育用パソコンの取得について、討論ございませんか。
（「なし」の声あり）

●木村議長 討論なしと認めます。これから、議案第69号について、採決を行います。議案第69号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第69号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第70号 ◇

午前11時 分

●木村議長 日程第11、議案第70号 斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第13、議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

内容の説明を求めます。阿部企画総務課長。

●阿部企画総務課長 （議案第70号、議案第71号、議案第72号 説明 記載省略）

●木村議長 内容説明が終わりました。まず初めに、議案第70号 斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

これをもちまして、議案第70号についての質疑を終結いたします。

◇ 討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第70号 斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償に等に関する条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

●木村議長 討論なしと認めます。これから、議案70号について、採決を行います。議案70号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第70号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第71号 ◇

午前11時 分

●木村議長 次に、議案第71号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いて、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

これをもちまして、議案第71号についての質疑を終結いたします。

◇ 討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第71号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●木村議長 討論なしと認めます。これから、議案71号について、採決を行います。議案71号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第71号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第72号 ◇

午前11時 分

●木村議長 次に、議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 説明資料に関して伺います。8ページにですね、行政職の給料表が載ってますけれども、1号棒からですね56号までですね、1級の1号から56号までについては改訂しない、引き下げないということな訳ですけどもね、これは何を根拠にしてこういう措置をしているのか、こういう提案をしているのか伺います。

●木村議長 阿部課長。

●阿部企画総務課長 はい。給料表でございますけれども、資料の1番のところにですね、行政給料表1級から56号まで、また2級24号棒までというようなことで、その他ですね、医療職についてもですね、それぞれ定めがあるんですけども、人事院勧告の中で、今回の人事院勧告の中で、初任給を中心とした若年層については今回の引き下げ改訂を行わないという勧告があり、それに基づいてこの1級であればこの56号までが改訂がされなかったということでございます。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 もともとですね、給与の額そのものが低いところを引き下げないというのは妥当だと思いますけれども、今回この給料条例の改定を行うにあたってですね、役場職員の皆さんの交渉相手というのは多分組合とかそういうところだろうと思うんですが、そちらの方との話し合いと言いますかね、それらはどんな経過にありましたか。

●木村議長 村田部長。

●村田総務環境部長 はい。職員組合等の話し合いと言いますか、協議をこういった内容に基づいて協議をさせていただいて、一定の理解と申しますか双方協議の上で提案をさせていただいております。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 要するに相手方はこれで良しとしたということでもいい訳ですか。

●木村議長 村田部長。

●村田総務環境部長 はい。そういう理解でおります。

●木村議長 馬場議員。

●馬場議員 自宅に関わる住居手当の廃止について伺うんですが、これについては持ち家促進と

いうんでしょうかそういう側面があって、やってきたかなといったふうに理解しているんですけども、今回25年で廃止と、そうした場合にですね、一般の借家の場合の住宅手当というんですか、そういうものに関してはどのようになっていくんでしょうか。

●木村議長 阿部課長。

●阿部企画総務課長 今回、住居手当については人事院勧告のなかで廃止ということが出てきたものですから、斜里町としても、これまでも住居手当については、人事院というか国公とは違っていたという側面はあるんですけども、今回はその分も廃止だということを基本にして、斜里町としても廃止の方向にいかうということでのこととあります。その人事院勧告の中では、借家についての減額等の措置、そういったものについては勧告がされていなかったということで、斜里町においてもですね、借家にかかる分についてはこれまで通りの条例となっております。

●木村議長 馬場議員。

●馬場議員 人勧でそういう勧告があったということから、そのようにしたというのはわかりました。ただ、同じ持ち家ですとね、固定資産税等ですね、自分の物ではあるけれども、やはり借金をしたりして家を建てるわけですね。そういった中で固定資産税を払う、かたや、借りていれば家賃の補助が当然あってそういうものとの差っていうんでしょうか、それについての検討は人勧にはなかったんでしょけれども検討はされたのかどうか、いかかでしょうか。

●木村議長 村田部長。

●村田総務環境部長 はい。他の手当等も含めて今回、それらも含めて検討させていただいたということで、この12月1日からについては住居手当について、記載のような内容で今後進めさせていただくと、いわゆる貸家等については今回、どうするということまでのことはありませんけれども、今後また引き続き他の手当等も含めたなかで検討は続けていかなきゃいけないと思っています。

●木村議長 他ございませんか。無いようでございますのでこれもちまして、議案第72号についての質疑を終結いたします。

◇ 討論・採決 ◇

●木村議長 これから討論採決を行います。議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●木村議長 討論なしと認めます。これから、議案第72号について、採決を行います。議案第72号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第72号については、原案のとおり可決されました。

●木村議長 昼食休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

●木村議長 休憩を解き、会議を開きます。

◇ 議案第73号・第74号・第75号 ◇

午後1時00分

●木村議長 日程第14、議案第73号 平成21年度斜里町一般会計補正予算第9回について

から、日程第18、議案第77号 平成21年度斜里町水道事業会計補正予算第3回についての5件を一括議題といたします。

それでは内容の説明を求めます。奈良財政課長。

●奈良財政課長 (議案第73号、議案第74号、議案第75号 説明 記載省略)

●木村議長 次に病院事業会計を菅野事務次長。

●菅野事務次長 (議案第76号 説明、記載省略)

●木村議長 次に水道事業会計を上元水道課長。

●上元水道課長 (議案第77号 説明、記載省略)

●木村議長 内容説明が終わりました。

まず初めに、議案第73号 平成21年度 斜里町一般会計補正予算第9回について、歳入歳出全般にわたっての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。寺門議員。

●寺門議員 4ページの衛生費の予防費でお聞きいたしますけれども、町長の町政報告でもありましたけれども、全額公費負担対象者ということで1歳から中学生までということであります。その後ですね、国保病院の関係の町政報告もありました。そこでですね、新型インフルエンザの接種の委託料1,025万6,000円なんですけれども、町政報告であったように病院の体制も変わってくるということもありますから、この委託料、どこを指しているのかそれをお聞きしたいと思います。

●木村議長 梅田課長。

●梅田保健課長 今、ご質問にありました、新型インフルエンザワクチン接種業務委託料は、どこに委託するかということでもありますね。これにつきましては、医療機関、町内の医療機関、3医療機関ありますので、そこに対しての委託料であります。

●木村議長 寺門議員。

●寺門議員 今の答弁は、町内の医療機関ということは、国保病院も入るということでしょうか。

●木村議長 梅田課長。

●梅田保健課長 はい。そのとおりであります。

●木村議長 寺門議員。

●寺門議員 いつからこれ、やるんですか。予算今日決まってすぐということかどうか。実施時期なんですけど。委託する時期というのかな、いつからでしょう。

●木村議長 梅田課長。

●梅田保健課長 11月16日からになります。

●木村議長 寺門議員。

●寺門議員 そこでですね、先程、町長の方から国保病院についての町政報告がありまして、12月に入ったらですね、医師が1人の体制になるということでもありますから、その中で接種するということであるとかかなりですね、大変なことになるんでないかという具合にと思いますけれども、病院としてですね、この対応をどう考えているか、伺いたします。

●木村議長 代田事務長。

●代田病院事務長 確かに、12月から内科医は1名になるわけですがけれども、もちろん医師の指導に基づいて接種はするわけですがけれども、実際はですね、臨時の看護婦であるとかそういう者を使ってですね、もうすでに例年のごとく季節性のインフルエンザも始まっておりますし、国保病院につきましては30日から妊婦とか特定患者の実際に接種は始まります。予約はもう受

けてるわけですが、そういう中で実施しますので、先生に直接ですね、内科の先生に直接負担をかけるというような実態にはないということでございます。

●木村議長 寺門議員。

●寺門議員 そうしたら、全額公費負担ということですから、町内の1歳から中学生まで全員ということでいいんでしょうか。全員対象だと、ということでよろしいんですか。

●木村議長 梅田課長。

●梅田保健課長 対象者につきましてですね、国保病院が全部対象ではなくてですね、各対象になる人がですね、国保病院とか水柿さんとか診療所のほうに予約するっていうことになるかと思えます。

●木村議長 寺門議員。

●寺門議員 今、病院の現状が報告のあったようなことでありますから、町外の病院を利用してもいいということになるかどうかの確認なんですけれども。

●木村議長 梅田課長

●梅田保健課長 町外も対象となります。ただ、その場合につきましては、一時払ってもらって後で償還払いという形になると思います。

●木村議長 寺門議員。

●寺門議員 もう1点、103万2,000円の助成金とあるんですけど、これはどこへ助成するのでしょう。

●木村議長 梅田課長。

●梅田保健課長 助成につきましては町外の医療機関の償還払いの部分であります。

●木村議長 寺門議員。

●寺門議員 それではですね、6ページの職員給与費でお伺いいたしますけども、期末勤勉手当の更正で、1767万1,000円あるんですけども、期末勤勉手当の中には特別職の分も入っていると思いますけれども、この金額は、いくらになるか答弁をお願いいたします。

●木村議長 阿部課長。

●阿部企画総務課長 特別職3名分が含まれているんですけども、それぞれの額、ちょっと細かく出しておらないものですから、後ほどちょっと報告させていただきたいと思えます。

●木村議長 寺門議員。

●寺門議員 入ってるという答弁が来ると思うんですけども、そこですね、前のというのは今回の議会で、議員の報酬の条例を先程決めました。議員は議会費の中でそれぞれ手当しているはずなんですけども、特別職あるいは職員の分はここで更正かけているんですよね。議会費の部分についてはここで更正かけてないんですよ。これはちょっと我々議員から見たらですね、ちょっとあれなんですけども、議員必携によると、議員必携によると議長のほうからですね、議長の方からやはり申し入れをして町長の権限でですね、更正をかけるという具合に私は理解しているんですけども、そういう面でいくと特別職のこちらは入っているけども、議会の分は更正かけてないということになるとちょっと今回の提案がですね、理事者の提案でありますから条例が、だからそういう面でいくと、どうかなという気がするんですけど、その辺わかりましたらですね、ちょっとどうして議会費だけ更正かけなかったかをお聞きしたいんですけど。

●木村議長 寺門議員に申し上げますけども、議案第70号が議会議員の更正の部分でございませう。今回もいつもと変わらずですね、このいわゆる報酬に関して、については、一括して理事者提案にして、なおかつ議会の意思については代表者会議の中でしっかりと意見を統一しながら決め

ていってございますので、そういう手はずはご存知かなと、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。寺門議員。

●寺門議員 それは、わかっています。わかっているんですけども、一般町民からみたらですね、職員も減らしてる、議会費もですね減らしてるというね、そういう面で行くと、この予算書の中で表示しなかったらいいような気がするんですけど、その辺どうなんですか。

●木村議長 阿部課長。

●阿部企画総務課長 報酬の分だったんですけども、12月ですね、提案をするというふうにならなくて考えていたものから、今回の中ではですね、補正をしていなかったということになります。

●木村議長 寺門議員。

●寺門議員 ちょっと確認なんですけども、今回6月と12月と条例改正いたしました。6月分については、改正前の金額、改正後の金額で、出てるから補正って言うのはなくて、いや補正しなかったらいいんですけども、合わせて計算上ですね100万くらいなるはずなんです。議員の分全部わかりますから、自分で全部計算したんですけども、100万5,900円の更正するのとて来ると思うんですけども、その確認だけさせていただきたい。

●木村議長 阿部課長。

●阿部企画総務課長 端数のところまではですねまだ、細かくは見てないんですけども、概ね100万ほどということでは考えておりました。

●木村議長 寺門議員。

●寺門議員 これは質問でなく、これからのことを考えるとですね、やはり職員も更正かけているということになりますから、12月行って更正かけると議員の分だけね、とういうことにならないような気がするんですよ、町民からみたら。やはり職員もかけた、議員もかけた、特別職もかけたというぐあいな予算書を出さなかったらいいんじゃないかと思ひますけども、これは副町長どうお考えでしょう。

●木村議長 川副副町長

●川副副町長 今回の措置については従前も決して過去に例のない事案ではないんですが、従前も職員の分についてこの11月の臨時会で、そして12月の定例会で議員さんの分をとというのは過去にも例がございます。今回はそれと同じような形ですね、たまたま、事務的には確かに議会事務局の方で算出をして、そして私どもの総務課のほうに連絡という流れになるんですけども、従前に乗っ取ってですね、今回、たまたま報酬云々というのが一切なくて、職員給与費中心にならなくて整理を、職員の異動部分を含めてですね、整理をさせていただきました。次回以降ですね、統一してやるべきということであれば、それはそのように対応して参りたいというふうに思ひます。

●木村議長 寺門議員。

●寺門議員 そのように是非していただきたい。いうのはですね、職員だけはやってるけど議員はやってないよという見方されちゃうんですよ、このまま予算書がですね、町民に触れると。だからそれは今後ですね、きちんと一緒に出すということをお願いしたいと思うんですけど、よろしくお願ひします。答弁結構です。

●木村議長 高橋議員。

●高橋議員 寺門議員が聞いてました、新型インフルエンザの件で、実は先日国保病院の方へ参りまして診察を待っている間にですねパンフがありましたので読ませていただきました。それで

よくわからない部分、これでわかるのかな、どういう手続きになっているのかなと疑問を感じましたのでお伺いをいたしますが、新型インフルエンザの接種にあたる人たちは、予約を取ってからぼるとの方へ行って手続きをするような形になって、なおかつ治療費にあたっては一度支払って、それを還付するような形、そういうような手続きの方法に見えましたが、その辺もうちょっと詳しく説明願いますか。

●木村議長 梅田課長。

●梅田保健課長 町内の医療機関につきましては、ワクチン接種を受ける場合につきましては、医療機関に予約をとって接種する医療機関と、予約なしで接種を受ける医療機関があります。それで、町内の医療機関につきましては、料金の関係ですけれども、1歳から、これから始まるんですけど1歳から、公費負担の対象になる分につきましては、町内につきましては受診券を発行するものもありますし、1歳から中学生までにつきましては学生証、もしくは保険証で確認できますので、公費負担扱いになるんで窓口負担はないということになります。

●木村議長 高橋議員。

●高橋議員 今の説明で皆さん全部わかるかどうか疑問だと思うんですが、料金的には無料であるからあとで還付とかそういうことはないんですね、それが1点。それから、基礎的疾患のある方の接種については一度、ぼるとの方を通さないと行けないのか、それは一度払わなきゃいけないのか、その辺はどうでしょうか。

●木村議長 佐藤部長

●佐藤保健福祉部長 料金の関係の前にですね、基本的には新型インフルエンザにつきましては、町内、町外問わずですね、予約が基本となっております。従って、国保病院、水柿さん、道立ウトロ診療所につきましてもですね、11月中からですね、予約が始まりまして、国保病院の11月19日を皮切りにですね、接種が始まっております。基本的に予約を取ってですね、その中でそれぞれ最寄りの町の医療機関ですとか、本人のかかっている町外の医療機関、いわゆるかかりつけ医ですね、接種をするんですけれども、その中で今、優先接種で言いますと、基礎疾患の方ですね、妊婦の方がすでに始まっております。この方については、まず予約をいたします、その中でですね、いわゆる町民で非課税に該当する方、もしくは生活保護世帯、この方についてはですね、医療機関からも指導もありますけれども、一旦予約した後にですね、ぼるとに来て申請いただきます。この申請に基づきまして該当する方には受診券を交付いたします。その受診券は町内医療機関で受ける無料券と同じです。それをもってですね、受診していただくと。ただ、町外につきましては、医療機関とも協議したんですけれども、いわゆる受診券は使えないということがありまして、一旦ですね、いわゆるかかりつけの病院に行った場合ですね、一旦自分で払ってもらおうと、払ってもらった場合ですね、いわゆる領収書がきます。それと予防接種済書がきます。予防接種済書の中にいわゆるその打った方が優先接種であるという種類がありますけれども、いわゆる基礎疾患ですとか、妊婦さんとかですとか、そういう種類が書かされますので、これを持ってですね、町に申請いただきまして、その申請でいわゆる該当する場合ですね、いわゆる助成金として償還払いいたします。そういう手続きだったんですね。それとあと、いまおっしゃってました、基礎疾患については、基本的にはぼるとではわかりません。あくまでも、本人がかかっている病院ですね、そこで基礎疾患であることを、先生が認めていただいた中でですね、その病院で打つか、もしくは、かかりつけ以外で打つ場合についてはですね、かかりつけ医からですね、やはり基礎疾患である証明書をもってですね、それを持参してやはり最寄りの病院で受けると、そういうような手続きをとります。

- 木村議長 高橋議員。
- 高橋議員 町に出すっていうことは、窓口はどこになるんですか。
- 木村議長 佐藤部長。
- 佐藤保健福祉部長 町民周知用のチラシに載ってますけど、ぼると保健福祉部ですね、保健課の保健推進係が窓口となっております。
- 木村議長 他ございませんか。馬場議員。
- 馬場議員 同じく、新型インフルエンザの関係でお聞きしますが、事前にそれぞれの常任委員会でこの事業の実施要項について説明をうけました。その内容と事業費の関係で若干違いが出ているのかなと思うんですが、その辺具体的にどのような変化があったのか、その点についてお聞かせ下さい。
- 木村議長 佐藤部長。
- 佐藤保健福祉部長 11月に入りまして2つの委員会にいわゆる事前にですね、町民周知をさせて欲しいという前提にですね説明させていただきました。その時につきましては、いわゆる13歳まではですね、いわゆる2回接種が決まっていたんですけども、13歳以上については当面2回ということでありましたので、予算的にもですね、基本的には優先接種者対象者については全て2回接種を見込んで予算の計上を考えていました。その後は中旬にですね、いわゆる基礎疾患、また高齢者の方々については1回がですね、免疫効果が上がるだろうという厚生労働省の見解が出ましたので、いわゆる決定されておりますのでね、そういった中で1回接種に切り替わっておりますので、その説明当時とですね、接種費用で言いますと、約270万くらい減額になっております。ただまた、この後ですね、いわゆる13歳以上高校生までの部分がまだ当面2回ですけども、これも中旬に結論でするので、場合によってはこの分が1回接種に切り替わるということも想定されるかと思えます。
- 木村議長 他。小笠原議員。
- 小笠原議員 簡単な説明で悪いんですが、企業会計の関係ですが、
- 木村議長 小笠原議員まだ。
- 木村議長 他ございませんか。無いようでございますので、これをもちまして、議案第73号についての質疑を終結いたします。

◇ 討論・採決 ◇

- 木村議長 これから、討論採決を行います。議案第73号 平成21年度斜里町一般会計補正予算第9回について、討論ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 木村議長 討論なしと認めます。これから、議案第73号について採決を行います。議案第73号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 木村議長 異議なしと認めます。よって議案第73号については、原案のとおり可決されました。
- 木村議長 次に、議案第74号 平成21年度 斜里町公共下水道事業特別会計補正予算第3回について、質疑を受けます。
ご質疑ございませんか。
これをもちまして、議案第74号についての質疑を終結いたします。
- 木村議長 これから、討論採決を行います。議案第74号 平成21年度 斜里町公共下水道

事業特別会計補正予算第3回について、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●木村議長 討論なしと認めます。これから、議案第74号について、採決を行います。議案第74号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第74号については、原案のとおり可決されました。

●木村議長 次に、議案第75号 平成21年度 斜里町介護保険事業特別会計補正予算第2回について質疑を受けます。

ご質疑ございませんか。

これをもちまして、議案第75号についての質疑を終結いたします。

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第75号 平成21年度 斜里町介護保険事業特別会計補正予算第2回について、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●木村議長 討論なしと認めます。これから、議案第75号について、採決を行います。議案第75号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第75号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案76号・第77号 ◇

午後 時 分

●木村議長 次に、議案第76号 平成21年度斜里町病院事業会計補正予算第1回について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。小笠原議員。

●小笠原議員 77号にも関連をするんですけども、まずとりあえずは、76号から。一応です、この歳出の部分です、節の順番が水道会計と病院会計が番号の記載の方法が違うということが一つとです、それから、両方見ていただければわかると思うんですが、組合負担金及び法定福利費のなかで病院会計では、手当一般職退職分、手当組合負担金ほか更正、ほかという言葉が更正になっているんですよ。それから、水道会計の方にはこのほかがないんですね。これは統一されないのかどうか、区分はどうしてほかというのがついてるのかどうか、お伺いします。

●木村議長 菅野事務次長。

●菅野病院事務次長 病院会計の方でございますけれども、今、ご指摘の、手当の関係でなくあれですね、組合負担金と法定福利費の関係のほかがあるかどうかということになってございますけれども、組合負担金につきましては、ここに書いてございますけれども、退職手当組合、ほかというのは、そのほかは市町村職員福祉協会があります。それで、ほかという表現をさせていただいております。あと、法定福利費につきましては、共済組合の負担金でございますけれども、その内訳が月例分、事務費負担金、調整額の負担金等3項目に分れて出てございますので、そういった意味でほかを使わせていただいております。以上です。

●木村議長 上元課長。

●上元水道課長 水道事業会計の細節の部分の説明の部分何ですけども、これにつきましては、

法定福利費の共済組合負担金更正、これは共済組合負担金のみの分ですので、こういう書き方になっております。同じく組合負担金についても退手、退職手当組合のみの部分ですので、負担金の更正という書き方、表現をしております。

●木村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 中身はわかりました。それで両方に関する事、役所のことですから、この順番について、順番についてこまいことですが、順番についてどうしてこう違うのかと、普通役所はですね給与費とかなんとかってということについては順番がちゃんと決まっているんですね。それが、順番が違うんですよ、・・・その理由を教えてくださいと説明を求めたんです。

●木村議長 上元課長。

●上元水道課長 水道事業会計の方の細節の番号につきましては、当初予算で組んだ時にその項目で順番に番号ふってございまして、今回の補正もその当初予算の項目のままの番号で項目を記載しております。

●木村議長 代田事務長。

●代田病院事務長 ちょっと勉強不足なんですけれども、多分公営企業法の財政を使っていますので、当初から私もこの順番、番号づけでもって節を当初で組んでおりますので、もし間違っていましたら再度精査させていただきたいと思っております。

●木村議長 川副副町長。

●川副副町長 私も実は同じようなことを喋ろうと思っていたんですけども、一般会計の場合、自治法の施行細則で節番号というのは定められてますので、それに乗っ取って行っていると、同様にですね、企業会計のあれを適応してますので公益公営企業法の細則をおそらく適用されてるのかな、あるいは、そこに自由度があるのかなと、その辺がちょっと調べてみないと今この段階で、確かに違うことだけはわかりましたけど、その細部については後日調査させていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

●木村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 副町長の答弁でわかりましたけれども、当初予算で付けてたからこうですよという答弁はダメですから注意しておきます。

●木村議長 他ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 今日ですね町政報告で、12月からのですね、常勤1人体制になるということがありましたけれども、その対応として過日、町民に新聞折り込みされました外来診療担当医予定表の中でですね、非常勤医師が診療にあたるというのが示されていますけれども、どうしてそれがですね、今回の補正予算でですね、給与になるのか賃金になるのかわかりません、賃金になるだろうと思っておりますけど、どうして増額されないのか伺います。

●木村議長 菅野事務次長。

●菅野病院事務次長 宮内議員のご指摘でございますけれども、非常勤医師の部分の支出につきましては、報酬で出しております。その報酬につきましては、当初予算で見えております人数そのままの状態なものですから、今回の補正には計上しなかったということで、来月12月を補正予算の予定として組んでございまして、またそのときよろしくお願ひいたします。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 答弁の意味がよく分からないんですけどね。今まで、常勤医が外来診療を担っていたのを、非常勤医師がですね、それを変わるというふうに我々はそう理解する訳ですけども、それならば今回の時点で報酬の増額、先程報酬ということですからね、報酬の増額が当然あるべき

じゃないかと思うんですがどうですか。

●木村議長 菅野事務次長。

●菅野病院事務次長 先程の答弁失礼いたしました。もし、わかりにくいということであれば、改めて非常勤医師の給与について説明させていただきます。今回、11月20日のチラシに今、指摘ありました12月以降の診療体制につきまして、1診と2診に分けて書いてございます。2診につきまして、月・火・木については非常勤医師が入ります。して、水曜日と金曜日につきましては、1診を、失礼しました、水曜日につきましては非常勤医師1名、金曜日につきましては、非常勤医師がそれぞれ1診も2診も占めるというふうに表示してございます。それで、今まで、したらどうだったのかという話になりますと、今までも4月以降、今年度に入ってこの形で2診について非常勤医師が対応していたということです。以上です。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 この金曜日はね、あれですよ、非常勤医師は斜線が引かれてないということにチラシではなっているんですけども、そこでですね、別の角度から、では伺いますけれども、この国保病院のお知らせとお願いという町民向けのチラシに関してなんですけれどもね、当然この医師などのこういった賃金、いや賃金じゃない、給与などのですね、更正と予算と関わりがある訳なんですけど、医師が常識では考えられない異常で過酷な勤務状況にあることを十分ご理解の上、これどういふことだか私にはちょっと理解出来ないんですけども、こういうですね、町民に対して過酷でとんでもないんだという知らせをやるっていうのはどういふことなんです、これは。

●木村議長 代田事務長。

●代田病院事務長 まず1点目の部分をちょっとまだ説明不足かなと思いますので、私の方から説明をさせていただきますけれども、今もといひますか、4月からですね、火曜日と金曜日については、今月末で退職される見田先生が基本的に外来を担当していたわけです。そこにですね、退職した後は非常勤の先生がそこに貼り付いて1診といひますか、要するにそこでは1診体制で、常勤医のごとくですね、そこに入って診療をやっていただくということなんです。だけれども、4月からでどうであったかと言うと、2診で入っていたんであって、実質的に増員されるわけではないんです。人件費そのものも、人員も、だから、来ている先生がそのままそこにつくというのが実態でありますので、新たなそれによって12月から医師の報酬が増えるということではないと、但し、12月に補正をさせていただくのは、もちろん医師のそういう、今回の全体的な非常勤の医師の報酬ですとか、医師の給与が退職されますから、減額されるかそういう関連するもの、人事院勧告以外の補正については12月にご提案させていただきたいと思っているということでございます。よろしいでしょうか。それから、いま2点目の大変過剰勤務で過酷だというのは、いわゆる内科医師が1名になることは、基本的にチラシでもご説明してありますが、野津副院長が月・火・木でもって見田先生の分も全部1人で請け負うというのが原則だという考え方です。先生そのものも。ですから、今までの外来が数的に単純計算しますと1.5倍の患者を毎日、3日間で見ることになるということで非常に過酷なことを強いなければならない、それを負わせなければならない結果になるということで、開設者としてそういう表現をさせていただいてるということでございます。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員 こういうですね、お知らせをするというのはどうも私は理解出来ないんですけども、この異常で過酷な勤務状況を解決するためにはね、例えば、水曜日の2診、それから金曜日の2診も非常勤のお医者さんにですね、診療体制組んでもらいながら、副院長の負担を軽くする

というようなですね、手だてを講ずるべきじゃないかと思うんですよね。それは、単に副院長の負担を軽減するっていうだけでなくでですね、町民に対する医療の提供の機会を増やすという、そういうことにもなるわけですよ、どうして、新たな協議会や庁舎内における検討委員会が立ち上がってですね、今作業が進んでいるということでありましたけれども、そういうことにならないのか。どうして、ならないんです。

●木村議長 代田事務長。

●代田病院事務長 当然ですね、今宮内議員のおっしゃたことは、町長も含めてですね、そのようにならないのかどうかという考え方をしておりますけれども、実際にはですね、やはり患者を診察するのは医師の免許をもった先生しかできないわけですが、その中でも常勤である野津先生、内科を担当する副院長でありますけれども、野津先生自身がですね、自身の考え方として、我々にも伝わっているというか、協議の中でも、慢性疾患を持つ定期的通院患者については、基本的に常勤医が見るべきだというのが野津先生の考え方なんです。違う先生は違う考え方をされるかもしれません。今、宮内議員がおっしゃるようにもっと振って、同じ免許持ってたから非常勤の先生に診てもらって、少しは楽しんで下さいよというようなことも成り立つケースは充分あると思うんですけれども、今我々が、院内の12月からの病院の診療状況をどうしていくかという中では、今申しましたように、野津先生は自分がいる限りはですね、出来るだけ慢性の疾患というものについては常勤医であり、自分は内科医として責任をもってですね、患者を診察をして行きたいというのが先生の考え方であるということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

●木村議長 他ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 私はですね、質問の趣旨は今回の補正予算との関係でいくとね、単に人事院勧告に基づく様々な給与や賃金などの更正ということではなくて、国保病院の現状を踏まえるならばですよ、今回の補正予算においてですね、こんな町民にですね、大変なんで、異常で過酷な勤務状況って言うてんですよ、これ。これじゃ当たり前だから町民の皆さん理解して下さいというような事態を放置するのではなくて、本来これをですね、解消するような報酬などの予算を計上すべきじゃないかという立場から聞く訳ですよ。検討委員会なりですね、今朝方、町長から町政報告がありました、検討委員会ならびに国保病院に関わる協議会ですね、そこでは、どんな議論が今されてる訳ですか。このこういう異常なですね、異常で過酷な勤務状況にあることを十分ご理解のうえでというのは当たり前だと、それでいいんじゃないかと、それぞれは考えてるということなんですか、これ。

●木村議長 代田事務長。

●代田病院事務長 町長の考えといたしましては、やはりその、12月からの医師の確保が出来ないということは、今言ったように、先程言ったように、常勤の先生に負担を負わさざるを得ないということについて、大変遺憾に感じてですね、文章で町民に知らせたわけであって、その辺を理解したうえで、町民の方々には診療に協力をさせていただきたいという考え方に基づいて、その実態が、実態はこうだよということを町民にお知らせをしたということですので、ご理解をいただきたいと思います。それから、先程の必要な補正、人勧以外の補正ですが、確かにそういう部分もあるんですが、実はですね、必要な予算というのもありますし、歳入におきましてもですね、9月以降入院患者の全体数の削減を含め、更には、新たな問題として、入院患者が今50名から52名ぐらいで内科の部分は推移しているんですが、その方達が、入退院がないということで、これは診療報酬上の問題ですけども、うちの病院は在院日数が60日を超えてはならない病院なんですね。平均の患者がですね。ところが、動きがないということはすぐ70日、

100日になっていってしまうんですよ。要するに、入院するものと退院するものがないと。本来であれば、長くいる人はいますけれども、それ以外に入院をし、すぐ退院をするという方が、いつも、ある程度はいたんですよ。そういう中で、全体が60日保っていたんですけども、それが出来なくなったことによって、入院基本料が半額になっております。9月から。それで、そういう収益が生まれないというか収益の減少の部分もちろんありますので、12月の議会にはそういう収益の減も含めてですね、それから最終的な人件費の精査、人勸に関わらないものの精査を見極めた上で、12月に詳しくですね、説明を申し上げて補正を提案をしたいと考えております。

●木村議長 高橋議員。

●高橋議員 今のやり取り聞いててですね、とっても不安な部分があるんですが、野津副院長がそういう形で、慢性疾患のある方を全部囲い込んじゃうっていうか自分が診なければいけないという責任感ですね、そういったものはそれとして感じるころはあるんですが、私が聞くところでは、様々な内科医がオファーがあって決まりそうで決まらないというような問題点の中に、野津医師がいる間は内科医がそのところに赴任しづらいのか、そういう問題を抱えているので、来年の3月までですね、その辺が決まらないで推移してしまうのか、その辺について疑問を感じているんです最近ね。非常に悩ましい問題だと思いますが、その辺はどういうふうに考えていますか。

●木村議長 代田事務長。

●代田病院事務長 現場というか病院といたしましてはですね、多くの内科医のオファーがあるという事実もほとんどありませんし、野津先生の問題だというふうには私どもは全く理解はしておりません。

●木村議長 他ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 先程、今のような事態をひっくるめてですね、事態を打開しようとして、庁舎内の連合した検討委員会、病院もひっくるめてですね、それから協議会が立ち上がって色々検討しているという中で、こういう事態はしゃーないんじゃないのということで推移してるということなのかどうなのか、答弁がありません。

●木村議長 村田町長。

●村田町長 一番ですね、病院体制の中でいいのは、お医者をもつて、そして12月から最低2人、3人体制で診療が出来れば、内科ですね、それが一番いい体制であるというふうにとっています。診療体制ですよ。それに向けてですね、我々一生懸命お医者さん探しをしてきた部分なんですけども、まずは、その一番大きなネックというのは、年度途中であるということで、すごくそういう点でお医者様の異動というのが非常に難しいし、そういう点では時期的にも非常に困難であるというようなことでありました。ですから、来年の新年度からは今というようなことで1人が派遣していただくと、そしてまた、今1人が交渉中であるというような部分で、そういう中なんですけども、今言いましたように、年度途中のじゃあ是非12月から来ていただきたいということでは、なかなか難しいというのがまず1点ですね。そして、協議会とか本部、我々の行政と医療の中の部分の組織で何を話しているのかということ、それは対応策を話してますけども、そういう事情の中でじゃあ一番、町民の方々にどうい診療体制が一番いいのかということ、いろいろ話をさせていただいてますけども、結局病院体制の中で、副院長先生が自分の情熱といいますか、理念といいますか、哲学といいますか、そういう部分中で、しっかり自分達でやろうというような部分でお話がありましたし、我々もじゃその中でなにをするかということ、今もそう

ですけど、11月から3月までのお医者さんを積極的に見つけたいということで動いているという状況でありまして、そういう点で、先程の過酷でというような文言がありましたけども、それは本当に1人見つけられない、2人見つけられないという部分の中で、非常に反省している言葉であります。

●木村議長 高橋議員。

●高橋議員 危惧するところは、町長の説明で非常にみんな心配していると思うんですよ。同じ共通の心配だと思うんです。それはですね、野津さんが3月で辞めるということは既成の事実で、皆さんご存知のことだと。そこまで、全部患者さんを抱えてですね、一生懸命やっている間に医大の方から派遣についても4月以降と町長は答えられておりますが、じゃどの時点で抱えている患者さんと野津さんとの間のつなぎを取ろうと、その辺はどういうふうに考えているんですか。

●木村議長 村田町長。

●村田町長 旭川医大からいらっしゃる先生は4月以降ではなくて4月から赴任したいということでありますから、その善後策としては私は12月に入って病院に行つてこようと思っております。その中で、学長さんと色々と打ち合わせをしてこようと思ひますし、その中で今の診療体制の中で違和感のない連続的な部分の中で出来ればなというふうをお願いしてこようというふうに思つております。

●木村議長 高橋議員。

●高橋議員 今の時点でその解決策は一つもないと。その先も見えてないという答えですか。

●木村議長 村田町長。

●村田町長 ちょっと質問の意味がわかりませんが、12月から3月という意味なんですか。ですから、4月からはまず、旭川から派遣されて、そして今、もう1人の先生とも交渉中であるということでもありますから、積極的に3人体制になるように努力をしていこうというふうに思つてますし、12月から3月までの中途な時期でありますけども、臨時的にでもお医者様が見つればということで色々話もさせていただいているところであります。

●木村議長 高橋議員。

●高橋議員 事務長ね、今の答えて、抱えられている患者さんの引き継ぎが、きちっと出来るとそういうふうに事務長判断していますか。

●木村議長 代田事務長。

●代田病院事務長 大変難しい、高橋議員がご心配をしている部分と、同じくですね、私も心配をしております。ただですね、今までの状況から申しますとですね、例えば医大の先生も高橋先生が3月の末でいなくなって新たな先生が4月1日に来て、引き継ぎがなされたのかと、普通はなされてないんです。その日から医者というのは慣れないところで患者を診てですね、処方箋を出して、外来であればですよ、そういう形でやってきているのも事実でございますので、おっしゃるとおり、今、町長が答弁してますようにですね、早めにですね、どういう先生で、いつから赴任出来るのか、その辺の調整があればですね、出来ることなら引き継ぎをいただいてですね、国保病院はこういう病院だぞ、まずそういう問題から患者の動向はこうだよとか、いろんなものをですね、引き継いでいただければ一番ベスト、ベターだとは思ひますけれども、果たしてそれがうまくいくかかどうかっていうのが、今までもそうでないケースの方がほとんどのように聞いてますので、その辺を今後つめて行きたいなというふうに思ひています。

●木村議長 馬場議員。

●馬場議員 今の関係ですが、高橋議員が心配されてるようにね、このまんま4月を迎えてスム

ーズに行くのかなっていうのは私も同じように不安を感じるんですね。そんな中で、野津副院長は3月でいっばいで退職の意向を示して、退職届を提出しているという中で、町長は慰留に努めると言う話だったんですよね、今もしているのではないかなと思うんですが、その辺最近の状況が良くわかりません。このように、野津先生の理念というんでしょうか、哲学という先程おっしゃったように、病にかかっている患者さんをなんとしても自分が治していくんだという強い意志がある中で、スムーズなもし移行を考えるのであれば、徐々にでも非常勤の医師に委ねながら引き継ぎがスムーズにいくようにすべきではないかなと思うんですが、それをしないということは逆に考えるならば、継続して行くというような意思もおありなのかなと好意的に見てですね、そんなふうにも感じるんですが、町長、慰留に関してのその後の状況はどのようになっているのかお知らせいただけますでしょうか。

●木村議長 村田町長。

●村田町長 町民の方々に説明会を催して、その後1回お伺いさせていただきました。そして、色々今回のこういう部分の中で、町外への、他病院への部分とか入院患者の分はどうしたらいいのかが、どうのこうのということもありましたし、そしてあの、野津先生の動きも、動きっていますか、3月以降の動きも聞こえたりもしましたから、少し遠慮してるといふようなところでございます。

●木村議長 他ございませんか。無いようでございますので、これをもちまして、議案第76号についての質疑を終結いたします。

◇ 討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第76号 平成21年度斜里町病院事業会計補正予算第1回について、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●木村議長 討論なしと認めます。これから、議案第76号について、採決を行います。議案第76号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第76号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成21年度 斜里町水道事業会計補正予算第3回について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

●木村議長 これをもちまして、議案第77号についての質疑を終結いたします。

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第77号 平成21年度斜里町水道事業会計補正予算第3回について、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●木村議長 討論なしと認めます。これから、議案第77号について、採決を行います。議案第77号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」のこえあり)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第77号については、原案のとおり可決されました。

◇ 閉会宣言 ◇

●木村議長 以上で、今臨時会の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。これをもち

まして、平成21年第7回斜里町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

午後2時20分 閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 年 月 日

斜里町議会議長

署名委員

斜里町議会議員

斜里町議会議員